

2007年度国際民商事法研修を終えて

法務省民事局付検事
(現東京地方裁判所判事)
松 本 真

1 はじめに

平成20年2月4日から同年3月7日までの間、2007年度国際民商事法研修（以下「本件研修」という。）に参加した。

現在、本件研修を振り返ってみて、本心から、充実した研修を送ることができ、非常に良い機会を得ることができたという感想を抱いている。なぜなら、本件研修において、我が国の会社法制の今後の在り方について重要な示唆を得ることができたとともに、東南アジアの政府職員等と直接に交流することを通じ、各国の国民性やそれぞれの実情をかいま見ることができたからである。

振り返ってみれば、秋に本件研修への参加を命じられた際の私の反応は、自らの英語力を省み、「できれば参加したくない。命令であれば従うが・・・。」という極めて消極的なものであり、本件研修への参加が避けられない状況となると、本件研修を、法務省民事局参事官室における数々の職務の中でも自らに課せられた最後にして最大の難関であると位置付けるようになった。さらに、平成20年を迎えるや、本件研修の存在をひどく疎ましく思うようになり、本件研修への参加が困難となるような突発的な事態の発生を日々願うという、今思えば滑稽なほど後ろ向きなものであった。

このような思いを抱いて本件研修に参加した私が前述のような感想を抱くことができたのも、本件研修において講義や講演等により懇切丁寧な御指導を頂いた先生方、北國新聞社をはじめとする本件研修に御協力を頂いた各企業等の方々、さらに、本件研修を企画するとともに、研修員一人一人に対し、細部にまで気を配りつつ、その実施を担当していただいた田中教官、土屋さん、九鬼さんを初めとする法務総合研究所の方々のおかげである。この場を借りて、厚くお礼を申し上げたい。特に、英語力に欠ける私のためにほかの研修員等との討論等の際に付きっきりで通訳をしていただいた竹内女史には言葉に表せないほどお世話になった。心の底から感謝の気持ちを表す次第である。

2 本件研修の内容

本件研修の内容は、過去の研修の蓄積と、これに対する真剣な反省と検討とが積み重ねられたからであろう、非常に「練られた」ものであったというのが率直な印象である。

本件研修の内容は、大きく分けると、①講義・講演、②企業等の見学、③セミナー等への参加、④ファイナル・レポートの作成・発表ということになる。

その中で、私が特に感銘を受けた研修の内容とその感想とを述べておきたい。

(1) 講義・講演

本件研修において、財団法人石川国際民商事法センター等主催の金沢セミナーでされたものを含め、①我が国及びアジア諸国の会社法制、②OECDのコーポレート・ガバナンス原則、③我が国の企業におけるコンプライアンスの実情、④アジア諸国の労使紛争解決制度、⑤外国公務員贈賄防止条約、⑥企業における知的財産の保護など、多岐にわたる講義・講演が行われた。特に本件研修の前半においては、我が国の会社法制など、コーポレート・ガバナンスに関する講義が中心となっていた。これは、本件研修に参加した研修員が母国において担当する職務が多岐にわたり、必ずしも会社法制に精通した者ばかりでないことから、コーポレート・ガバナンスについての討論等を通じて本件研修の実を上げるためには、一定の知識等を早期に習得してもらう必要があったためであろう。

講義・講演の中では、私自身が会社法を職務として担当していることもあって、名だたる大学教授から、会社法制について、①会社法の改正経緯、②株主の権限、③ディスクロージャーと業務監査、④取締役会の権限と責任、⑤アジア諸国の会社法制に関する諸問題といった各テーマごとに、懇切丁寧に説明していただいたことが印象に残った。いずれの講義・講演においても、会社法制についてそれぞれのテーマに従って横断的に検討・整理がされており、中には、現行の制度を踏まえ、新たに具体的な制度を設けることの必要性に重点を置くという、極めて高度な内容のものもあった。

各先生方における事前準備の負担が思いやられ、同情の思いを禁じ得なかったが、アジア諸国の会社法制の発展を強く願う先生方の思いをひしひしと感じた。また、講義・講演の内容についても、私自身、知的好奇心を刺激されたし、諸外国の研修員にも非常に参考になったのではないかと思う。

(2) 企業等の見学

本件研修において、我が国を代表する企業の一つであるパナソニック、本件研修に参加している研修員の母国であるラオス等に現に直接投資をしている山喜及び三谷産業をそれぞれ訪問し、その実態に触れる機会を得た。各企業それぞれから、コンプライアンスの充実に向けた社内整備の状況、東南アジア諸国へ直接投資をする場合における各国の法制度・手続上の実務的諸問題など、本件研修の趣旨を踏まえた説明があった。

(3) セミナー等への参加

本件研修において、①アジア株主代表訴訟セミナーを傍聴したほか、②インドや東南アジア諸国の若手弁護士と合同での、コーポレート・ガバナンスに関するカンファレンス、③日弁連主催のコーポレート・ガバナンスに関するシンポジウムに参加した。

まず、アジア株主代表訴訟セミナーにおいては、シンガポール、中国及び台湾並びに韓国における株主代表訴訟をめぐる法制度及びその実情等について、各国の研究者からそれぞれ詳細な報告がされ、それを踏まえての質疑・応答がされた。各国とも、私の知識や予想を越えて、それぞれの歴史的経緯と社会・経済情勢に応じ、独自の法制度を構築・発展させており、非常に参考になった。

次に、インドや東南アジア諸国の若手弁護士と合同での、コーポレート・ガバナンス

に関するカンファランスにおいては、いわゆるダスキン事件を題材として、10個程のグループに分かれ、グループごとに討論して一定の結論を得るという形式でのカンファランスが行われた。諸外国の若手弁護士との討論では、抽出すべき重要な事実であるか否か及び当該事実の評価をめぐり、かなり高度なやり取りが展開され、私にとっても大変有意義であった。

もっとも、我が国の事件が検討の題材に取り上げられたこと、私のグループには、私を含め、本件研修の研修員である2名の日本の裁判官が配置されたことから、ともすれば我々の見解をほかの若手弁護士に説明し、当該弁護士からの質問に答えつつ、その理解を得るということになってしまった（もちろんこのような活発なやり取りをすることができたということは、すなわち、私の横に竹内女史の存在があったことは言うまでもない）。今思えば、当該事件について、諸外国の弁護士に対し、それぞれの国の法制度においてはどのように処理されることとなるのか、その処理の過程における弁護士の活動の実態等を詳細に尋ねるべきであった。返す返すも悔やまれるところである。

(4) ファイナル・レポートの作成・発表

本件研修の最後には、ファイナル・レポートの作成・公表がされた。これは、本件研修に参加した研修員を3つのグループに分け（各グループには、原則として、各国の研修員1名がそれぞれ配置される。）、各グループごとに、あらかじめ与えられたテーマについて、ファイナル・レポートを作成し、公表するというものであった。私が配置された第2グループには「企業（会社）の機関」というテーマが割り当てられ、各国におけるその現状と評価、さらには、当該評価を踏まえた改善策について検討することとなった。

我々は、当初、各国の会社法制における企業（会社）の種類及びその種類ごとの機関設計の比較についてレポートを作成するつもりであった（簡単だということで皆で喜んだ）。しかし、ファイナル・レポートには、現状に対する評価とこれを踏まえた改善策を盛り込むべきことが求められたところ、そもそも企業（会社）の種類やその種類ごとの機関設計にあるべき姿があるとは考えられず、また、その在り方は、各国が範とした諸外国の会社法制や、各国における会社法制を取り巻く社会・経済状況に負うべきものであることから、その評価や当該評価に基づく改善策を指摘することが極めて困難であり、その結果、レポートが各国の会社法制の歴史的な経緯をまとめるだけのものに堕してしまうのではないかという危惧が支配的となった。そこで、各国の会社法制を評価すべき一定の視点をどこかに見い出さなければならないということとなり、結局、白羽の矢が立ったのは、OECDのコーポレート・ガバナンス原則であった。なぜなら、本件研修の冒頭の講義で同原則が取り扱われたし、何より、同原則の内容が価値的に中立であり、評価の視点として適切であると考えられたからである（同原則については、その評価基準の作成にわずかばかり関わった者として種々の不満もあったが、これに代わるべきほかの基準又はそれに類したものと比較すると、最も価値的に中立であり、評価基準として優れていることを認めざるを得なかった。）。

そこで、我々のグループにおいては、各国の会社法制を、OECDのコーポレート・ガバナンス原則に適合するか否かの評価基準に従って検討する、すなわち、各国の会社法制が同基準を満たしているか否か、満たしていないと判断される場合にはどのように改善すべきかを検討することとした。また、検討の範囲は、企業（会社）が「機関」を設けることにより必然的に生じる最も根元的な問題である「エージェンシー問題」の解決に光を当て、①株主の権利の実質化と②取締役又は監査役の義務及び責任とに焦点を絞ることとした。

こうしてファイナル・レポートの作成に向けた作業が開始されたわけであるが、いざ作業に着手してみると、その作業は難航を極めることとなった。その要因は、まず、評価基準に対する解釈が各人ごとに異なったこと、次に、各国の会社法制が同基準を満たすか否かを判断するためには、各国の会社法制に対する正確かつ横断的な理解が求められたところ、各人のすべてが自国の会社法制を必ずしも十分に理解しているわけではなかったことから、一部の国については、全員で当該国の会社法の英訳に首ったけとなり、その条文を眺めつつ、ああでもない、こうでもない、その趣旨や射程を解釈することを余儀なくされたことにある（したがって、周辺法域にまで手を広げることを早期に断念せざるを得なかった。）。さらに、難航を極めることとなった最大の要因は、自国の会社法制に対する他国の研修員からの評価に対する反応であった。もちろん、私自身、愛する我が国の会社法に対する他国からの批判的な評価は気持ちの良いものではないが、それにしても、当初、想定以上に、他国からの評価に対して感情的な反論がされる場面が生じ、議論がいたずらに紛糾し、険悪な雰囲気には陥るといった状況となった。その結果、私自身、他国の法制度にとやかく言うよりも、専ら調整役に回らざるを得なかったし（この点でも、竹内女史には献身的な御協力を頂いた。）、ファイナル・レポートの内容についても、取締役又は監査役の義務及び責任についてまで手を回すことができなかつた上、各国の会社法に対する評価と改善策については、各国の研修員の対応に応じざるを得ない結果、議論の結果の一部のみを記載することを余儀なくされ、各国ごとにまちまちなものとならざるを得なかった。

しかしながら、ファイナル・レポートの作成を終えてみて、その内容の正確さや統一性に改善すべき点が多々存するものの、何らの不満も残らなかった。それは、各国の会社法が、その歴史的経緯及び社会・経済状況に応じてそれぞれの発展を遂げており、法制度として、我が国が学ばなければならない部分も多々あると認識することができたこともあるが、何より、最終的には、ファイナル・レポートの作成に向け、各人がそれぞれ自制し、協力し合い、取りまとめに向けた共同作業を完遂することができたという達成感が大きかったのではないかと思われる。これも本件研修の目的の一つであろうか。

3 本件研修中における諸外国の研修員との交流

本件研修には、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムから各3名の研修員が参加した。諸外国の研修員は、英語力のない私を無視することなく、かえって私の英語力を

おもんばかり，努めて平易な英語をゆっくりと話すようにしてくれていた。おかげで，本件研修を離れた生活の中で，過度に自らの英語力のなさを悲嘆するといった事態に陥ることはなかった（本件研修の場においては，前述の竹内女史が万全の通訳をしてくださり，いささかも困ることはなかった。）。

各研修日の日程を了した後，帰路にお好み焼きを食べに行ったり，土曜日や日曜日には，例えば，鎌倉へ大仏見学に，また，別の日には，「はとバス」に乗って東京タワーや浅草寺を回るなどし，諸外国の研修員との交流を満喫することができた（この点では，私以外の日本から参加した3名の研修員の献身的な尽力があった。）。さらに，本件研修も後半になると，諸外国の研修員が「さけ」「さけ」と言いながら，酒を持って私の部屋にやって来て，長時間にわたって酒を酌み交わすようになった。特に1対1で酒を酌み交わすときなどは，その発言を通し，本件研修へ研修員を参加させた各国間の複雑な事情を知ることができた。研修期間中ずっと同じ宿舎で寝起きし，行動を共にするという本件研修の利点であろう。

4 最後に

本件研修を終えての感想は以上のとおりであるが，その後のことについて一言二言。

まず，英語についてである。私のごとき者でも，5週間，英語を聞き続けると，その内容が会社法に関するものであることもあって，それなりに聞き取り，理解をすることができる状況になっていた。そのため，本件研修を終えての帰路の車中，酒の力もあって，「せっかくの機会を活かし，英語の勉強を続けよう。」などと密かに心に決めたものである。しかるに，本件研修後に通常の業務に戻るや，その決意もどこへやら，今日に至るまで，本件研修前や研修中に買い求めた英語のテキスト，CD等は放置されたままの状況となっている。自らの不徳を恥じ入るしかないが，残念でならない。

次に，諸外国の研修員との交流についてである。私は，本件研修の最後のあいさつにおいて，「英語を聞くことや話すことに難があるが，読み書きはできるからいつでもメールを下さい。」などと大見えを切った。しかるに，諸外国の研修員からメールが来るものの，英語のつづりを見ただけで拒否反応が生じるというかつての姿に戻り，これもそのまま放置という状況である。せっかくのお気遣いにこたえられず，申し訳ない気持ちで一杯である。



法務総合
研究所国際協力部国際会議室にて